

## 発生段階別 対応一覧

取組	取組内容	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
(1) 実施体制						
行動計画等の策定	特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。	○				
体制の整備及び連携強化	庁内の取組体制を整備、強化するため、庁内会議において、初動対応体制の確立や情報共有をはかり、発生時に備える。 また、各部局において業務継続計画を策定する。	○				
	府や指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。	○				
	新型インフルエンザ等の発生に備え、災害訓練を活用してシミュレーションを実施する等、警察、消防本部と連携を強化する。	○				
市対策本部の設置	海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、庁内会議を行い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、市の初動対応について協議する。		○			
	府域において新型インフルエンザ等の発生が確認され、府内発生早期と公表された場合、市対策本部を設置する。		○			
	保健所が開催する対策会議に参加し、市内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。		○			
発生段階の変更	市対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会や保健所等の協力を得ながら府と協議して、決定し公表する。			○	○	
市対策本部の廃止	府域に緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに市対策本部を廃止する。					○
(2) 情報収集・サーベイランス						
情報収集	厚生労働省、国立感染症研究所、府など、国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。	○	○	○	○	○
サーベイランス	国及び府の要請に応じ適時協力する。	○	○	○	○	○

取組	取組内容	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
(3) 情報提供・共有						
体制整備等	<p>新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化</li> <li>媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関の活用</li> </ul>	○				
	<p>一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報広聴課を中心とし、危機管理室及び保健福祉部が協力した情報提供体制の検討</li> <li>適時適切な情報共有方法の検討等</li> <li>個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法、内容等について報道機関と事前に調整</li> </ul>	○				
	<p>常に情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。</p>	○				
	<p>近隣自治体や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。</p> <p>更に、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。</p>	○				
情報提供	<p>新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</p>	○				
	<p>マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人感染対策の普及を図る。</p>	○				
	<p>市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供内容：海外での発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に必要な対策等（対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化）</li> <li>広報媒体：テレビ、新聞等のマスメディアの活用。</li> <li>直接提供：市ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用。</li> </ul>		○			

取組	取組内容	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
情報提供	広報広聴課を中心とし、危機管理室及び保健福祉部が協力し、情報の集約・管理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。		○			
	対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合は、適切に情報を提供できるよう、随時調整する。		○			
	市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。			○	○	
	特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。 ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること ・個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）			○	○	
	市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、近隣自治体や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。			○	○	
	市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。			○	○	
	患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等へ定期的に公表する。			○	○	
	引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。					○
	市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、近隣自治体や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。					○
情報共有	国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を、庁内各部と共有する。		○			
	国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、関係部局においても共有する。			○	○	
	国や府のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。					○
コールセンター等の設置	府からの要請に基づき、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるためのコールセンター等を設置する準備を進める。	○				

取組	取組内容	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
コールセンター等の設置	府からの要請に基づき、国や府が作成、配布したQ & A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。		○			
	国や府が配布したQ & A改定版等を活用するとともに、コールセンター等の体制を充実・強化する。			○		
	引き続き、コールセンター等の運営を継続する。				○	
	状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。					○
帰国者・接触者相談センターの周知	新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。		○			
(4) 予防・まん延防止						
個人における対策の普及	<p>市、学校、保育所、福祉施設、事業所等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。</p> <p>a 基本的な感染予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスク着用</li> <li>・ 咳エチケット</li> <li>・ 手洗い</li> <li>・ うがい</li> <li>・ 人ごみを避ける 等</li> </ul> <p>b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国者・接触者相談センターに連絡する。</li> <li>・ 感染を広げないように不要不急な外出を控える。</li> <li>・ マスクの着用等の咳エチケットを行う 等。</li> </ul>	○				
	府域で緊急事態宣言が発出されたときにおける、不要不急の外出自粛等の感染対策について、市民の理解促進を図る。	○				
地域対策及び職場対策の周知	新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知準備を行う。	○				
市内での感染拡大防止策の準備	未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。		○			
	引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。			○	○	
	事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を呼びかける。			○	○	

取組	取組内容	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
感染症危険情報の発出等	国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。		○			
特定接種	厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。	○				
	特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。	○				
	国の基本的対処方針を踏まえ、国や府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。		○			
市民に対する予防接種	国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。	○				
	円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣自治体間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の自治体における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び府から、技術的な支援を受ける。		○			
	速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。		○			
	あらかじめ具体的な接種体制の構築の準備を進める。			○		
	市民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。 更に、市民への接種順位についても、政府対策本部が、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて決定する。				○	
	パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市民へのワクチン接種を開始する。				○	
	市民に対し、接種に関する情報を提供する。				○	
	接種の実施に当たり、国や府と連携し、保健所・保健福祉センター・学校などの公的施設を活用、もしくは、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として市内に居住するものに対し、集団的接種を行う。				○	

取組	取組内容	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
市民に対する 予防接種	予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。				○	
	流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。					○
(5) 医療						
市内感染期に 備えた医療の 確保	保健所を通じ、臨時の医療施設等として転用できる施設をあらかじめ調査し、リスト化の検討に協力する。	○				
	休日診療所にて、帰国者・接触者外来を設置できるよう検討を行う。	○				
	府内で罹患者が発生した際の搬送体制の確保に協力する。	○				
研修等	府が医療従事者等関係者に対して実施する、市内発生を想定した研修や訓練に協力する。	○				
新型インフルエンザ等の症例定義	府が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。		○			
医療体制の整備	引き続き、府の搬送体制の確保に協力する。		○	○		
	府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。		○	○	○	
	透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。		○			
	流行の第二波に備え、府からの医療体制などの支援の要請に適時協力する。					○
医療機関・薬局における警戒活動	警察に、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を要請する。				○	○
在宅療養者への支援	国や府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応に努める。				○	
(6) 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置						
要援護者への生活支援	府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要援護者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。	○				
	府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、府と連携しその具体的対応の準備を行う。		○			
	府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて府と連携して支援を行う。				○	○

取組	取組内容	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
事業所の対応	市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう呼びかける。		○			
	市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう呼びかける。			○		
	市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう呼びかける。				○	
	流行の第二波に備え、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう呼びかける。					○
火葬能力等の把握	国及び府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	○				
遺体への対応の検討	火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。		○			
埋火葬の対応	死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の整備を開始する。			○		
	死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の整備を進める。				○	
	一時的に遺体を安置できる施設等を拡充する。				○	
	墓地埋葬法の手続の特例に基づく、埋火葬に係る手続を行う。				○	
	引き続き埋火葬体制の整備を行う。					○
市民・事業者への呼びかけ	市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。		○	○	○	○
	市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。		○			
物資の備蓄等	新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資を備蓄する。	○				
	食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討を行う。	○				
	食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の準備を行う。		○			
	食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の実施を行う。			○	○	○

## 【緊急事態宣言時の対応】

取組	取組内容	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
(1) 実施体制					
緊急事態宣言の発出	緊急事態宣言は、政府対策本部長が緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会に混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。	○			
	緊急事態措置を実施すべき期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。	○			
	区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。	○			
府対策本部との連携	府対策本部が設置された場合は、適切に連携できるよう体制を整える。	○			
市対策本部の設置	市は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市対策本部を設置する。	○			
	府域に緊急事態宣言が発出され、市対策本部が設置されていない場合は、速やかに設置する。		○		
他の地方公共団体による代行、応援等	市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。			○	
(4) 予防・まん延防止					
外出制限等	府は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。		○	○	
	対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とする。		○	○	
施設の利用制限等	府は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。		○	○	
	府は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。		○	○	



取組	取組内容	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
施設の利用制限等	府は、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。		○	○	
	府は、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。		○	○	
	府は、特措法第45条に基づき、要請等を行った際には、その施設名を公表する。		○	○	
予防接種	市は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。		○	○	
	市は、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。				○
<b>(5) 医療</b>					
医療等の確保	医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。		○	○	
臨時の医療機関	市は、国や府と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し医療を提供する。 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。			○	
措置の縮小・中止	必要に応じ、市内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。				○
<b>(6) 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置</b>					
事業者の対応等	指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。		○		
	登録事業者は、医療の提供並びに府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。		○		
	市は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。			○	
	府は、府内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。				○

取組	取組内容	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
事業者の対応等	府は、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。				○
ガス並びに水の安定供給	ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、ガスの供給に支障を来さないよう必要な措置等、緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。		○	○	
	水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市、水道企業団等は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。		○	○	
運送の確保	運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、緊急事態において貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。		○	○	
サービス水準に係る府民への呼びかけ	府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、府民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。		○	○	
緊急物資の運送等	府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。		○	○	
	府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。		○	○	
	正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、府は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。		○	○	
物資の売渡しの要請等	府は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、原則として、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しを要請し、同意を得ることを基本とする。			○	
	府は、緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。			○	
	府は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。			○	
生活関連物資等の価格の安定等	市は、府と協力して市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。		○	○	

取組	取組内容	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
生活関連物資等の価格の安定等	必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。		○	○	
	市は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。			○	
	市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。			○	
要援護者への生活支援	市は、府からの要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。			○	
犯罪の予防・取締り	府警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。		○	○	
埋葬・火葬の特例等	市は、火葬場に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。			○	
	市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。			○	
	府は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。			○	
	府は、遺体の検案等の実施について必要な措置を講じる。			○	
新型インフルエンザ等に関する中小企業向け融資	府は、新型インフルエンザ等の影響により売り上げが減少するなど、中小企業の経営に支障が生じた場合（国における業種指定が必要）、中小企業の資金繰り円滑化に資する融資を実施するなど、適切な措置を講ずるよう努める。			○	○
緊急事態措置の縮小、もしくは中止等	市は、国や府と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。				○